

1 砺波地区教育センター協議会沿革

年 月	沿 革
昭和38年 4月	砺波地区理科センターの事業促進のために、相互連絡、講師交換及び共同研究をめざして、砺波地区理科教育センター協議会を設立、規約を制定する。事務局を砺波市理科教育センターに置く。
昭和45年 4月	地区の理科教育センターに、社会科・国語科・図工科など理科以外の教科についての研修員が増員されたり、生活指導員が配置されたりするにともない、地区内の理科センターでは、教育センターと名称を改めるところが多くなる。このような情勢から、砺波地区理科教育センター協議会を砺波地区教育センター協議会に改める準備にとりかかる。
昭和46年 4月	砺波地区教育センター協議会として規約を制定し発足する。事務局を砺波市教育センターに置く。
昭和47年 4月	生活指導主事及び文化系研修員が増置されたため、事業を理科部、文化部、全体の3部に分けて実施する。
昭和51年 3月	砺波地区地方教育委員会連絡協議会より助成を受ける。
平成 7年 4月	幹事に福岡町教育センター所員を加えることとする。
平成 8年 7月	砺波市教育センターの移転にともない、当協議会の事務局も下記へ移る。 砺波市鹿島161番地 砺波市教育センター内
平成12年 5月	理事の選出は各教育センター所長以外と次の3ブロックの教育長とで構成する。 ①小矢部市・福光町・福岡町 ②井波町・庄川町・井口村 ③城端町・福野町・平区域・利賀村
平成16年11月	市町村合併にともない、小矢部市教育センター、福岡町教育センター、南砺市教育センター、砺波市教育センターの4センターで構成することとなる。
平成17年 1月	砺波市教育センターの移転にともない、当協議会の事務局も下記へ移る。 砺波市庄川町金屋1748番地 砺波市教育センター内
平成17年11月	市町村合併にともない、小矢部市教育センター、南砺市教育センター、砺波市教育センターの3センターで構成することとなる。
平成18年 3月	砺波市教育センターの移転にともない、当協議会の事務局も下記へ移る。 砺波市庄川町青島401番地 砺波市教育センター内
平成19年 4月	事務局を小矢部市教育センターに置く。
平成20年 9月	小矢部市教育センターの移転にともない、当協議会の事務局も下記に移る。 小矢部市岩尾滝1073番地 小矢部市教育センター内
平成21年 4月	事務局を南砺市教育センターに置く。
平成23年 4月	事務局を砺波市教育センターに置く。
平成25年 4月	事務局を小矢部市教育センターに置く。
平成27年 4月	事務局を南砺市教育センターに置く。
平成29年 4月	事務局を砺波市教育センターに置く。
平成31年 4月	事務局を小矢部市教育センターに置く。
令和 3年 4月	事務局を南砺市教育センターに置く。
令和 5年 4月	事務局を砺波市教育センターに置く。

2 砺波地区教育センター協議会規約

第1条 この会は、砺波地区教育センター協議会と称する。

第2条 この会は、砺波地区内の教育センターをもって構成する。

第3条 この会の事務局は、会長の管轄する教育センター内に置く。

第4条 この会は、砺波地区内における教育センターの研究活動を推進するため相互の連絡を密にして、教育の振興に資することを目的とする。

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 教育に関する共同研究
- 2 現職教育の促進・援助
- 3 教育に関する資料・研究物の作成と交換
- 4 教育センターにおける事業計画及び運営に関する研究
- 5 所員の研修
- 6 その他、この会の目的に必要な事業

第6条 この会には次の役員をおく。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 1名
- 3 理事 若干名
- 4 監事 2名
- 5 幹事 若干名
- 6 事務局長 1名

第7条 役員は次の方法で選出する。

- 1 会長、副会長は理事の中で互選し、総会の承認を受ける。
- 2 理事は、教育長、教育センター所長と砺波地区小中校長会から推薦された校長、教頭、教諭をもって充てる。
- 3 幹事は、教育センターの所長及び所員をもって充てる。
- 4 事務局長は、会長の管轄する教育センターの所長をもって充てる。
- 5 監事は総会で選出する。
- 6 役員の任期は1年とし、再任してもよい。
- 7 役員は、任期満了後も後任者が選出されるまで、その職務を行う。

第8条 役員の任務は、次の通りとする。

- 1 会長は、この会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時には、その職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、会長の求めに応じて本会の運営について協議する。
- 4 監事は、この会の会計を監査する。
- 5 幹事は、会の運営に当たる。
- 6 事務局長は、会運営の総括をし、会長、副会長が欠けたときは会長が選出されるまでその職務を行う。

第9条 総会は年1回開く。
会長が必要と認めた時には、臨時に総会を開くことができる。

第10条 総会ではこの規約に定めるもののほか、次のことを決定する。

- 1 この会の運営に関すること。
- 2 予算を決定し、決算を承認すること。
- 3 規約の改正に関すること。
- 4 その他、重要な事項に関すること。

第11条 この会は、第4条の目的、第5条の事業を遂行するために、部会を構成することができる。

第12条 この会の経費は、負担金及びその他の収入で充てる。

第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

付則① この規約は、昭和46年7月4日から発効する。

② この規約は、平成元年5月24日に一部改正し、同日から発効する。

③ この規約は、平成3年5月22日に一部改正し、同日から発効する。

④ この規約は、平成5年5月19日に一部改正し、同日から発効する。

⑤ この規約は、平成6年5月19日に一部改正し、同日から発効する。

⑥ この規約は、合併に伴い平成17年5月13日に大幅に改正し、同日から発効する。

⑦ この規約は、平成21年5月14日に一部改正し、同日から発効する。

<参考>

《負担金》

- ・ 負担金は、1センター当たり年額1万円に加えて、**国勢調査実施年度の該当市の小・中・義務教育学校教員数**を基に計算（比例配分など）した金額とする。
- ※ 現在の負担金額は、令和2年度に配分計算し令和3年度より実施。次回は令和7年度に配分計算し令和8年度より実施。